

○沖縄県企業局建設工事請負業者指名基準及び指名審査会等に関する要領

昭和62年7月1日
制 定

〔改正〕平成8年4月1日、平成9年5月1日、平成10年4月1日、平成11年2月26日、平成15年5月30日、平成17年12月28日
平成20年3月27日、平成22年4月1日、平成23年4月1日、平成26年3月26日、平成29年3月17日、令和元年12月16日

(目的)

第1条 この要領は、沖縄県企業局建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程（昭和50年企業局告示第1号）第4条の規定により準用する建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程（昭和52年沖縄県告示第445号。以下「規程」という。）第17条の規定に基づき、企業局が発注する工事に係る指名基準及び指名審査会等に関して必要な事項を定め、以って建設工事等の適正な発注並びに円滑な実施を図ることを目的とする。

(請負業者の指名基準)

第2条 業者の指名は、規程第5条第1項に規定する建設工事入札参加者名簿に登載された有資格者（以下「有資格者」という。）のうちから行うものとする。

2 企業局発注の建設工事に対する業種別の等級格付及びその発注対象工事1件の金額は、別表第1のとおりとする。

3 業者を選定するときは、当該工事の制限金額に対応する等級に属するものから行うものとする。ただし、事情により当該等級を基準として、直近上位及び下位の等級該当者から選定することができる。この場合において、指名業者数の3分の2を越えて直近上位及び下位の等級該当者を選定できないものとする。

4 特別な技術を要する工事、地域特性のある離島工事等で、第2項及び第3項によりがたいものについては、企業局長（以下「局長」という。）が次条に規定する指名審査会に諮って別に定める。

(指名審査会の設置及び所掌事務)

第3条 業者の指名を行うため、企業局本庁及び出先機関に指名審査会（以下「審査会」という。）を置き、建設工事等における業者の指名について調査審議する。

(本庁における審査会の構成)

第4条 企業局本庁における1件5,000万円未満の建設工事については、総務企画課長、総務企画課建設業務指導班長、配水管理課長及び建設課長をもって審査会を構成する。ただし、審査会が必要と認める場合は、その他の職員を参加させることができる。

2 審査会の運営は、次のとおりとする。

(1) 会長は、総務企画課長をもって充てる。

(2) 会長は、会務を総括する。

(3) 会長に事故があるときは、総務企画課建設業務指導班長がその職務を代理する。

(出先機関における審査会の構成)

第4条の2 出先機関における1件5,000万円未満の建設工事については、所長、技術総括（技術総括を置かない出先機関にあっては、次長）、庶務班長（班長を置かない出先機関にあっては、庶務課長（水質管理事務所にあっては、庶務担当の主幹））及び当該事業を担当する班長（班長を置か

ない出先機関にあつては、課長)をもって審査会を構成する。ただし、審査会が必要と認める場合は、その他の職員を参加させることができる。

2 審査会の運営は、次のとおりとする。

(1) 会長は、所長をもって充てる。

(2) 会長は、会務を総括する。

(3) 会長に事故があるときは、技術総括(技術総括を置かない出先機関にあつては、次長)がその職務を代理する。

3 出先機関における1件500万円未満の建設工事については、審査会に諮ることを要しない。この場合においては、所長と当該事業を担当する班長(班長を置かない出先機関にあつては、課長)との協議により指名業者を決定するものとする。

(審査会の定足数)

第5条 審査会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。

(審査会の開催日)

第6条 審査会は、毎週月曜日に開催する。ただし、必要があるときは、その都度開催することができる。

(請負業者の指名)

第7条 企業局において、競争入札に参加する者を指名しようとするときは、別表第2の基準により、次に掲げる事項に留意するとともに、当該年度における指名及び受注の状況を勘案し、指名が特定の業者に偏しないように、審査会の審査を経て指名しなければならない。

(1) 経営及び信用の状況

(2) 当該工事施工についての技術的適正

(3) 当該工事に対する地理的条件

(4) 手持工事の状況

(5) 保有機械の状況

(6) 不誠実な行為の有無

(7) その他当該工事についての適否

2 特別な技術を要する工事、災害その他の理由により緊急に施工する必要がある工事、その他特に必要があると審査会において認められた場合は、前項の規定に係わらず、有資格者の中から指名することができるものとする。

(指名業者数)

第8条 指名業者数は、発注対象工事1件につき15名を標準とする。ただし、審査会が必要と認める場合はこの限りでない。

(指名業者推薦書の提出)

第9条 業者の指名を審査会に諮るときは、指名業者推薦書(第1号様式)を審査会に提出しなければならない。

(秘密の保持)

第10条 関係職員は、この要領により知り得た職務上の秘密を保持しなければならない。

(審査会の庶務)

第11条 審査会の庶務は、本庁においては総務企画課、出先機関においては庶務班(庶務班が置かれていない出先機関のうち、庶務課が置かれている出先機関にあつては庶務課、庶務課が置かれてい

ない出先機関にあつては総括班)で行う。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、指名に関し必要な事項は、局長が審査会に諮って定める。

附 則

この要領は、昭和62年7月1日から施行する。

附 則 (平成8年4月1日)

この要領は、平成8年8月15日から施行する。

附 則 (平成9年5月1日)

この要領は、平成9年5月6日から施行する。

附 則 (平成10年4月1日)

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年2月26日)

この要領は、平成11年2月26日から施行する。

附 則 (平成14年12月24日)

この要領は、平成15年1月6日から施行する。

附 則 (平成15年5月30日)

この要領は、平成15年5月30日から施行する。

附 則 (平成17年12月28日)

この要領は、平成18年1月4日から施行する。

附 則 (平成20年3月27日企業総第1941号)

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日企業総第85号)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日企業総第278号)

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月26日企業総第1887号)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月17日企業総第1728号)

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年12月16日企業総第1291号)

この要領は、令和元年12月16日から施行する。

別表第1（第2条関係）

発注の基準となる請負工事金額

等級	業種別	土木一式工事及び建築一式工事	その他の工事
	金額	請負工事金額	請負工事金額
A 級			1千5百万円以上 5千万円未満
B 級		2千5百万円以上 5千万円未満	6百万円以上 1千5百万円未満
C 級		1千万円以上 2千5百万円未満	6百万円未満
D 級		1千万円未満	

別表第2（第7条関係）

指名基準の運用基準

指名基準	留意事項
1 経営及び信用の状況	<p>以下の事項に該当する場合は、指名しないこと。</p> <p>(1) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められること。</p> <p>(2) 本県各部局所管の工事請負契約に係る指名停止等の措置及び指名停止審査会に関する要領に基づく指名停止期間中であること。</p> <p>(3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状況が継続している場合など、明らかに受託者として不適当であると認められること。</p>
2 当該工事施工について技術的適正	<p>以下の事項に該当するかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(1) 当該工事と同種工事についての施工実績があること。</p> <p>(2) 当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術水準と同程度と認められる技術的水準の工事の施工実績があること。</p> <p>(3) 地形、地質等自然条件、周辺環境条件等当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。</p> <p>(4) 発注予定工事種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術職員が確保できると認められること。</p>
3 当該工事に対する地理的条件	<p>本店又は建設業法に基づく許可を得た本店・支店又は営業所の所在地及び当該地域での工事実績等からみて、当該地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に勘案すること。</p>
4 手持工事の状況	<p>工事の手持状況からみて、当該工事を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。</p>
5 保有機械の状況	<p>掘削機械、トラクター類、運搬機械、船舶等の重量、建設機械による作業又は特殊な工事は機械の保有について勘案すること。</p>
6 その他不誠実な行為の有無	<p>以下の事項に該当する場合は、指名しないこと。</p> <p>(1) 本県発注工事に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続していることから請負者として不適当であると認められること。</p> <p>ア 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。</p> <p>イ 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。</p> <p>(2) 本県発注工事について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不適当であると認められること。</p> <p>(3) 賃金不払いに関する通報が関係行政機関からあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不適当であると認められること。</p>

別表第1の附則（第2条第4項関係）

原則、別表第1の基準とするが、離島工事、災害その他の理由により緊急に施工する必要がある工事等、合理的な理由により審査会において認められた場合は、別表第1に係わらず有資格業者の中から指名することができるものとする。

（令和元年12月16日企業総第1291号）

令和元年12月16日から適用する。